海外子会社の不正会計事例に対応するデータ分析の方法

Method of data analysis corresponding to cases of accounting fraud at overseas subsidiaries

石島 隆 Takashi ISHIJIMA 法政大学 Hosei University

要旨: 我が国における内部統制報告制度は、適切な財務報告のための内部管理プロセスが有効に機能しているか否かについて、経営者が評価・報告し、さらに外部監査人による監査を要求している。しかし、本制度の適用後も上場企業における不正会計は後を絶たず、グローバルに展開している上場企業の海外子会社における不正会計事例も発生している。本研究では、東京証券取引所に上場している製造業の海外子会社における大規模な不正会計事例について、東京証券取引所に提出された「改善報告書」、「改善状況報告書」及び企業が公表した「第三者委員会報告書」を用いて、隠蔽行為の特徴と不正の発見可能性を検討した。不正会計の結果、売掛金、リース債権、棚卸資産等の滞留残高が生じるが、債務の未計上や不適切な勘定科目の使用により、隠蔽が行われる。このような隠蔽行為に対応するためには、業務プロセスにおける製商品・サービスのフローとキャッシュフローとの関連を照合・分析することが有効である。このコンセプトに基づいて、不正会計を発見するためのデータ分析の方法を提案した。

キーワード: 内部統制報告制度、不正会計、海外子会社、業務プロセス、キャッシュフロー

Abstract: The internal control reporting system in Japan requires management to evaluate and report on whether the internal management process for proper financial reporting is functioning effectively and also requires external auditors to perform audits. However, even after applying this system, accounting fraud in listed companies have been steady, and accounting fraud cases have also occurred in overseas subsidiaries of listed companies that are developing globally. In this research, the author selected large-scale accounting fraud cases at overseas subsidiaries of the manufacturing industry that are listed on the Tokyo Stock Exchange, the author examined the characteristics of concealment behavior and the possibility of fraud discovery based on the "Improvement Report" and "Improvement Status Report" submitted to the Tokyo Stock Exchange and "third party committee report" released by the company. As a result of accounting fraud, residual balances such as accounts receivable, lease receivables, inventory assets, etc. are generated, but concealment is carried out using undefined debt or inappropriate account items. In order to deal with such concealment, it is effective to collate and analyze the relation between the flow of products / services in the business process and the cash flow. Based on this concept, the author proposed a method of data analysis to detect accounting fraud.

Keywords: internal control reporting system, accounting fraud, overseas subsidiaries, business processes, cash flow

1. はじめに

我が国における内部統制報告制度は、適切な財務報告のための内部管理プロセスが有効に機能しているか否かについて、経営者が評価・報告し、さらに外部監査人による監査を要求している。しかし、本制度の適用後も上場企業における不正会計は後

を絶たず、グローバルに展開している上場企業の海外子会社における不正会計事例も発生している。本研究では、東京証券取引所に上場している製造業の海外子会社における大規模な不正会計事例について、東京証券取引所に提出された「改善報告書」、「改善状況報告書」及び企業が公表した「第三者委

員会報告書」を用いて、隠蔽行為の特徴と不正の発 見可能性を検討する。そして、その検討結果を用い て、不正会計を発見するためのデータ分析の方法に ついて提案する。

2. 海外子会社における不正会計事例

我が国の東京証券取引所上場会社の海外子会社における過去10年間に発生した不正会計事例の中で、100億円を超える多額の損失処理が行われたJVC・ケンウッド・ホールディングス㈱、沖電気工業㈱及び富士フイルムホールディングス㈱の3件の事例を選び、以下において検討する。

2.1. JVC・ケンウッド・ホールディングス(株)の不正会 計事例

2.1.1 不正会計事例の概要

本事例は、2009年7月にJVC・ケンウッド・ホール ディングス㈱(現在の㈱JVC ケンウッドであり、以下 「JK 社」という。) の連結子会社である日本ビクター (株の欧州販社における多大な赤字が確認されたことを 契機に、社内調査が行われた結果、特にスペインの販 売子会社 JVC España S.A. (以下「JSP」という。)、 ドイツの販売子会社 JVC Deutschland GmbH (以下「JDL」 という。)及びオーストリアの販売子会社 JVC International (Europe) GmbH (以下「JIN」という。)、 中国の販売子会社 JVC (China) Investment Co., Ltd. (以 下「JCC」という。)、ビクターオプティカルコンポ ーネント事業部(以下「OC 事業部」という。)及び 日本ビクター㈱本社において、多額の損失処理を行う 必要があることが判明し、2010年3月期第2四半期に おいて、合計 171 億円の損失計上が行われたものであ る。

JSPでは、販売促進費、在庫補償等の営業関係経費の費用処理の先送り、過去の倒産店の売掛金残高の休眠口座への振替未処理、滞留売掛金に対する貸倒引当金の計上不足、滞留在庫・不良品に対する引当金の計上不足があった。

JDLでは、販売促進費、在庫補償等の営業関係経費の費用処理の先送りがあった。

JINでは、ロシア向けビジネスの特殊な取引スキームにおける為替差損の未計上、滞留売掛金に対する貸倒引当金の計上不足があった。

JCCでは、販売促進費の社内承認ルールの不徹底による滞留売掛金の処理遅れ、販売促進費の確認・交渉の長期化による滞留売掛金に対する引当未計上、係争懸念店等の滞留売掛金に対する貸倒引当金の計上不足

があった。

さらに、OC 事業部では、廃止事業の部材等の損失 未処理が、日本ビクター㈱本社では投資評価引当金の 戻し仕訳の二重計上等が判明した(JVC・ケンウッド, 2010)。

2.1.2 隠蔽行為の特徴と不正の発見可能性

海外販売子会社においては、共通して営業関係経費の先送り、滞留売掛金に対する貸倒引当金の計上不足が共通して生じていた。営業関係経費を売掛金と相殺して支払うことを想定すると、経費の未計上が売掛金の滞留を招くことになる。

この他、一部の海外販売子会社にて滞留在庫・不良 品に対する引当金の計上不足や特殊な取引スキームに おける為替差損の未計上も発生しているが、いずれも キャッシュフローの悪化を招く内容である。

このような費用・損失の先送りによって、海外販売 子会社の損益状況の悪化は表面化していなかったとし ても、営業キャッシュフローは悪化していたと考えら れ、注意深くモニタリングを行っておれば、不正会計 の発見は可能であったと考える。

一方、OC 事業部の廃止事業の部材等の損失未処理 については、棚卸資産の滞留状況や生産・販売計画と の照合により発見可能であり、また、日本ビクター㈱ 本社の投資評価引当金の戻し仕訳の二重計上等は、重 要な決算仕訳の検討により発見可能である。

2.2. 沖電気工業㈱の不正会計事例の概要

2.2.2 不正会計事例の概要

本事例は、沖電気工業㈱(以下「OK 社」という。)の連結子会社である沖データ㈱(以下「ODC」という。)の傘下でスペインでの販売を担当する連結子会社OKI SYSTEMS IBERICA S.A.U.(以下「OSIB」という。)において、売上債権の過大計上や債務の未計上などによる173億円に及ぶ不適切な会計処理が判明し、さらに債権全般について回収可能性を検討した結果、貸倒引当金を127億円計上し、2012年3月期までの過年度決算の訂正によって、合計300億円の損失が計上されたものである。

OSIB においては、次のような不適切な会計処理が 行われていた。

(a) プリンタ及び消耗品事業における不適切な会計処理

過去に売上計上したものについて、一旦売上請求を 取り消し、新しい日付で実体を伴わない売上請求書を 発行(架空売上・売上債権の計上)し、支払期限を延 長する会計処理を繰り返すことで滞留債権であること を偽装したり、手形害房|やファクタリング等で確保した資金を、ディストリビューターに提供して、その資金を OSIB に送金をさせ、OSIB の売上債権が入金決済したかの如く偽装し、回収不能な売上債権を正常債権かの如く見せかけたものである。これらは、実質的にはディストリビューターに対する貸付金として会計処理すべきであるが、OSIB においては売掛金として処理されていた。

(b) テレビ販売活動における債務の未計上及び売掛金 過少計上

テレビの販売は、OSIB が独自に行っていた事業である。この事業における不正は、実質連帯保証となっていた債務を計上せず、テレビ製造会社への債務返済には、借入金、他社からの入金等を流用して隠蔽した仕入債務の肩代わりを行い、また、実在しない未着品や在庫の計上、実在しない預金への振替、借入及び他社からの入金を流用した売掛金の消し込み等による仲介業者売上債権の減額偽装を行ったものである。

(c) 同一売掛金を利用したファクタリングと手形割引 の重複ファイナンス

これは、長期化した売上債権を流動化し運転資金を 調達するため、ファクタリングを実施する一方、それ と同時に当該売上債権を手形で回収し、金融機関に割 引を依頼して換金することにより、同一の売掛金から 二重に資金調達を行ったものである。

(d) その他不適切な会計処理等

上記以外に、ディストリビューターに対するリベート負担額の未計上、取引先からの前受金を計上せず当該取引先以外の売掛金消込みに充当する会計処理、借入を売掛金の減少と偽った会計処理も行われていた(沖電気工業㈱, 2012)。

2.2.2 隠蔽行為の特徴と不正の発見可能性

OSIB においては、架空売上に伴う売上債権を隠蔽するために支払期限を延長する会計処理を行ったり、手形割引やファクタリング等で確保した資金を売上債権の回収に見せかけて、資産と負債の両方を隠蔽するなど、さまざまな意図的な操作が行われており、財務諸表が表面的には正常な姿を保っていたため、不正会計の発見は相当難しい状況であったと考える。

架空売上を発見するためには、物品の受払やサービス提供の事実との対応関係の照合が必要である。また、預金の入金や出金の相手勘定を偽装していたことへの対応としては、入出金の相手先、資金の入出金の目的、請求書との対応関係などを綿密に分析する必要がある。すなわち、会計処理と取引事実を証明する資料とを

照合することで端緒を掴み、全体の取引スキームをキャッシュフローの観点から解明することができなければ、不正発見は困難である。

2.3. 富士フイルムホールディングス(桝の不正会計事例の概要

2.3.1 不正会計事例の概要

本事例は、富士フイルムホールディングス㈱(以下「FH社」という。)の連結子会社である Fuji Xerox New Zealand Limited (以下「FXNZ」という。)における 2015 年度以前の特定のリース取引に掛かる会計処理の修正などによる 185 億円に及ぶ株主資本の修正減(FH社の持分 75%部分)を伴う不適切な会計処理が判明し、同様にオーストラリアの子会社においても 96 億円に及ぶ株主資本の修正減(FH社の持分 75%部分)を伴う不適切な会計処理が判明したものである。

FXNZ において決算の修正を要した問題点を表 1 に、 また、FXAU において決算の修正を要した問題点を表 2 に示した。

このうち、FXNZ におけるリース取引のうち、顧客の機器利用料に応じてリース料を変動させるリース取引を米国会計基準における販売タイプリースに分類していたが、最低支払リース料が保証されていない取引については、オペレーティングリースに分類することが適切であった。また、次のような不適切な会計処理を伴っていた。

- ・ターゲットボリューム (契約時におけるサービス利用想定量) や残存価額 (リース契約期間満了時におけるリース資産の見積売却価額) を過大に見積もることで、売上を過大に計上していた。
- ・リース契約期間満了前に契約を更新し、その際に過去の売上を取り消すことなく、新たな売上を計上していた(一部取引については新規機器の納品もない)。また、回収可能性に疑義のある当初契約に係るリース債権をそのまま貸借対照表に計上していた。
- ・リース契約獲得のための販促費用相当額や他社精算 取引(競合他社のリース契約を奪取するための競合 他社の契約残債務の引受)による引受額に相当する 金額を売上に加算し、同額をリース債権に加算して いた。

上記のリース取引の不適切な会計処理の修正後において、実際に顧客にリース商品が存在する取引に係るリース債権の残高は、利用実績が確定している金額に限定されることになった(富士フイルムホールディングス, 2017)。

表1 FNZにおける問題点

| 項目 | 2016年3月期末 影響額 | 問題点の内容 | |
|---|------------------|--|--|
| リース取引に掛かる会計処 理の修正等 | Δ259 百万 NZ\$ | 顧客の機器利用料に応じてリース料を変動させるリース取引を米国会計基準に おける販売タイプリースに分類していたが、最低支払リース料が保証されていな い取引については、オペレーティングリースに分類することが適切であった。 | |
| 契約未締結売上・機器未設 置売上の取消し | Δ23 百万 NZ\$ | リース資産が顧客に出荷又は顧客の事業所に納入される前に売上・売上原価を計上していた(12 百万 NZ\$)。 また、一部に架空取引(11 百万 NZ\$)もあった。 | |
| DSG(Document Service Group:契約類型)調整の取 消し | Δ23 百万 NZ\$ | 顧客の機器利用料に応じてリース料を変動させるリース商品について、実際のサービス利用量が契約当初の想定サービス利用量に達しない場合も、DSG調整と称する仕訳により、契約当初に計上した売上・リース債権を取り消していなかった。 | |
| 決算時の業績調整の取消し | △12 百万 NZ\$ | 不動産賃貸契約締結時に賃借料の減免として受け取った金額を一括収益計上していた(5百万NZ\$)。 顧客預託消耗品在庫を過大計上していた(7百万NZ\$)。 | |
| 合計:株主資本修正額 | Δ318 百万 NZ\$ | | |
| 株主資本修正額(純額) | Δ238 百万 NZ\$ | 持分割合 75%換算 | |
| 円換算額(77.88 円/NZ\$) | △185 億円 | | |

(出典) 富士フイルムホールディングス (2017) に基づき著者作成。

表2 FXAU における問題点

| 項目 | 2016年3月期末 影響額 | 問題点の内容 | |
|---|---------------------|---|--|
| リース取引に掛かる会計処 理の修正等 | Δ31 百万 A\$ | FXAUのリース取引の契約形態は、GS(Global Service)契約(顧客の印刷等のオフィス業務を包括的又は一部のみを引き受ける契約)とそれ以外のNon-GS契約(機器やサービスを含む枚数当たり単価を定める契約)に区分される。2012年以降のGS契約の一部と、Non-GS契約の全部をキャピタルリースの要件を満たしていないと判断し、オペレーティングリースに分類を変更した。 | |
| R&O (Risk & Opportunity) スプレッドシートで管理さ れていた項目の修正 | △60 百万 A\$ | FXAUでは、財務諸表に対する「リスク」となる項目をR&Oスプレッドシートと呼ばれる管理表を用いて、月次ベースで記録、管理、報告していた。この表には主に、当期の発生費用を損益計算書に費用計上しないで翌期以降に繰り延べるためや、翌期以降に実現する売上を見越して計上することに伴う資産項目等が含まれていた。 | |
| その他修正項目 | △57 百万 A \$ | 外部監査人等の指摘を受けて過年度財務諸表の修正が必要であると判断された 項目。 | |
| 合計:株主資本修正額 | △148 百万 A\$ | | |
| 株主資本修正額(純額) | △111 百万 A \$ | 持分割合 75%換算 | |
| 円換算額(86.25 円/AU\$) | △96 億円 | | |

(出典) 富士フイルムホールディングス (2017) に基づき著者作成。

2.3.2 隠蔽行為の特徴と不正の発見可能性

リース取引を販売タイプリースとして会計処理する か、オペレーティングリースとして会計処理するかと さらに、前述のようなターゲットボリュームや残存価

額の過大見積もり、リース契約期間満了前の契約更新 時やリース契約獲得のための販促費用相当額及び他社 精算取引による引受額の売上とリース債権への加算な いう会計基準適用上の判断の適切性の問題もあったが、ど、損失を繰り延べるための不健全な取引条件の設定 と会計処理が行われていた。

取引条件の健全性を担保するためには、契約毎に開始から終了までのキャッシュフローを計算して、取引スキームを明確に認識できるようにして実現可能性を判断するとともに、契約の開始後は、当初の見積もりと実績を比較することにより、回復困難な乖離が生じていないかをモニタリングすることが必要である。

また、将来のキャッシュの獲得に無理がある契約が 積み重なることにより、営業キャッシュフローが悪化 することが予想されるため、貸借対照表の構造変化や 営業キャッシュフローのトレンドを捉えることも不正 発見の端緒となる。

3.IT 利用監査による不正会計の発見手法 3.1.IT 利用監査におけるデータ分析体系

著者が作成した IT を利用したデータ分析のフレームワークは、上位の階層から順に、経営指標分析、会計仕訳データ分析、取引データ分析、文書データ分析からなっている。さらにデータの改ざんを発見するためのアクセス管理データ分析を加えている。

上記の分析手法の内容は、以下のとおりである。

- (1) 経営指標分析: 財務諸表金額や経営管理指標について、金額の増減や比率で分析する.
- (2) 会計仕訳データ分析:会計仕訳データの特徴や異常性を分析する.
- (3) 取引データ分析: 販売, 購買, 人事・労務, 生産, 経費, 資金などの個々の取引に関わるデータの特徴や異常性を分析する.
- (4) 文書データ分析:次のような文書の記載内容を分析する。
 - ・稟議書・製造指図書・出荷指示書・請求書・金銭領収書などの自社で作成した文書
 - ・契約書・請求書・金銭領収書・物品受領書・検収書などの取引先から受領した文書
- (5) アクセス管理データ分析:上記(1)から(5)のデータ へのアクセス履歴及び改ざんの有無を分析する.

3.2. 不正会計事例に対して適用が可能と考えられる データ分析の方法

2で取り上げた不正会計事例に対して、3.1のデータ 分析体系に従って、適用が可能と考えられるデータ分 析の具体例を表3に示した。

不正会計の結果、売掛金、リース債権、棚卸資産等 の滞留残高が生じるが、債務の未計上や不適切な勘定 科目を使用することにより、表面化を避ける隠蔽行為 が行われる。 このような隠蔽行為に対応するためには、一連の取引や案件ごとに個別の入出金との関連を把握・分析することが必要である。

また、価格決定、採算管理、予算管理、原価管理などで用いられている管理会計情報の活用、製商品、補 修パーツなどの現物や人の動きに関するデータの活用 などが必要となる。

これらにより、業務プロセスにおける製商品・サービスのフローとキャッシュフローとの関連をデータ分析によって把握することが不正会計の防止と発見に繋がる。

4.おわりに

本研究では、東京証券取引所に上場している製造業の海外子会社における不正会計事例について、東京証券取引所に提出された「改善報告書」、「改善状況報告書」及び企業が公表した「第三者委員会報告書」を用いて、隠蔽行為の特徴と不正発見の可能性を検討した。

不正会計の結果、売掛金、リース債権、棚卸資産等の滞留残高が生じるが、債務の未計上や不適切な勘定科目の使用により、隠蔽が行われる。このような隠蔽行為に対応するためには、業務プロセスにおける製商品・サービスのフローとキャッシュフローとの関連を照合・分析することが有効である。このコンセプトに基づいて、不正会計を発見するためのデータ分析の方法を提案した。

今後、多くの事例に適用することによって、分析方 法の検証と再整理を行うとともに、人間の行動履歴デ ータの利用など、分析手法の多様化を図っていきたい。

文 献

石島隆 (2014) 「内部監査におけるデータ分析の方法論」 『生産管理21(1)』 ,日本生産管理学会,pp.85-90.

石島隆 (2018) 「海外子会社における不正会計に対する IT 利用監査の適用手法」日本情報経営学会第 77 回全国大会 予稿集, pp. 157-160.

沖電気工業㈱(2012)「改善報告書」2012 年 10 月 1 日縦覧 開始

JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱ (2010) 「改善状況 報告書」2010年10月14日縦覧開始

富士フイルムホールディングス㈱第三者委員会 (2017) 「調 査報告書 (要約版)」2017年6月10日公表.

表 3 不正会計事例への適用が可能と考えられるデータ分析の具体例

| データ分析体系等 | 適用が可能と考えられるデータ分析の具体例 | | | | |
|-----------------|--|---|---|--|--|
| | JVC・ケンウッド・ホールディングス㈱ | 沖電気工業㈱ | 富士フイルムホールディングス㈱ | | |
| 経営指標分析 | 売上債権回転期間・売掛金滞留日数の期間 比較・顧客別比較、事業所間比較・他の子 会社との比較による分析 棚卸資産回転期間・棚卸資産滞留日数の期間比較・品種別比較・事業所間比較・他の 子会社との比較による分析 | ・売上債権回転期間・売掛金滞留日数の期間 比較・顧客別比較、事業所間比較・他の子 会社との比較による分析・棚卸資産回転期間・棚卸資産滞留日数の期間比較・品種別比較・事業所間比較・他の 子会社との比較による分析 | ・リース債権回転期間、キャッシュフロー関連指標(キャッシュコンバージョンサイクル、債務償還年数など)の期間比較・他の子会社との比較による分析 | | |
| 会計仕訳データ分析 | 販売促進費、在庫補償等の営業関係経費の 計上処理(仕訳)の期間比較・顧客別比較、 事業所間比較・他の子会社との比較による 分析 投資評価引当金計上・戻入等、本社部門の 決算仕訳の分析 | ・ 売上・売掛金・棚卸資産に関する仕訳とその根拠となる取引・実績データとの照合・分析 ・ 売上債権・仕入債務の増減と入出金との対応関係についての仕訳の分析 | ・損益を調整する仕訳、決算修正仕訳などを抽出して分析 | | |
| 取引・実績データ 分析 | ・ 競合品を含む市場価格調査データ、販売店等の在庫状況のデータなど、販売促進費、在庫補償等の基礎となるデータの分析・廃止事業に関する棚卸資産の残高の分析 | ・ 個々の売上計上と商品在庫の出庫との対応 関係の照合・分析 ・ 個々の売掛金の回収・買掛金の支払と入出 金取引との照合・分析 | ・ターゲットボリューム(契約時におけるサービス利用想定量)と実際の利用量との比較 ・契約単位の想定キャッシュフローと実際キャッシュフローの比較 ・リース契約期間満了時の残存価額と実際売却価額との比較 ・契約ロールオーバー、他社精算取引等の契約条件の分析 ・スポンサーシップ費用等の販促費用を伴う取引の契約条件の分析 | | |
| 文書データ分析 | ・ 販売促進費、在庫補償等の営業関係経費、 売上債権の回収に関する営業報告資料、社 内会議資料、顧客とのやりとりの文書、 E-Mail 等の記録の分析 | 商品の入出荷・在庫移動記録文書と売上計上処理との照合・分析 借入金・外部倉庫の契約に関する文書・E-Mail等の分析 仕入先・顧客とのやりとりの文書・E-Mail等の分析 | ・最低支払リース料を保証する条項の有無な ど契約書の記載内容を分析し、リース取引 の会計処理との整合性を確認 ・機器の納入・設置に関わるデータと売上デ ータの照合 | | |
| アクセス管理デー タ分析 | ・ 例外処理に係る入力者・承認者の分析 | ・ 例外処理に係る入力者・承認者の分析 | ・例外処理に係る入力者・承認者の分析 | | |
| 不正発見のための 着眼点 | ・ 損益と営業キャッシュフローの乖離状況・ 棚卸資産の滞留状況の分析、生産・販売計画との対応関係・ 重要な決算仕訳の根拠の妥当性 | ・ 物品の受払やサービス提供の事実との対応 関係 ・ 会計処理と入出金の相手先、資金の入出金 の目的、請求書との対応関係 | ・契約毎の開始から終了までのキャッシュフローの見積額の妥当性 ・契約毎にキャッシュフローの当初の見積額と実績額の乖離状況 | | |

(出典) 石島隆 (2018) p.160 に「不正発見のための着眼点」を追加した。